

24 加工原料乳生産者補給金交付等事業

【14, 170（15, 777）百万円】

対策のポイント

取引条件が不利な加工原料乳を対象とした生産者補給金の交付、加工原料乳価格が低落した場合の補てん等を行います。

<背景／課題>

- ・バター・脱脂粉乳等向け生乳（加工原料乳）は、価格がコストを下回っていることから、生乳の再生産を確保するための支援や、価格低落時の補てん等の支援により、酪農家の経営安定を図ることが必要。
- ・併せて、生乳需給の安定のための需要に応じた生産の推進が必要。

政策目標

生乳の再生産の確保と需給の安定による酪農経営の安定

<主な内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産を確保するため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付します。

（補給金単価：11.85円/kg、対象数量：1,950千トン（21年度））

指定生乳生産者団体補給交付金：14,119（15,718）百万円

補助率：定額

事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構

2. 加工原料乳価格が低落した場合の補てんへの助成

加工原料乳価格が低落した場合に酪農家の経営安定を図るための補てんに助成します。

加工原料乳生産者経営安定対策事業：22（22）百万円

補助率：定額、3／4以内、1／2以内

事業実施主体：指定生乳生産者団体等

3. 需要に応じた生乳生産の推進等

新たな生乳需給の安定化手法の開発及び効率的な生乳検査体制の構築等に向けた取組を支援します。

生乳流通対策推進事業：29（37）百万円

補助率：1／2以内

事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987（直））